

# いじめ防止基本方針

令和7年11月17日 御船町立御船中学校

**【学校教育目標】** ふるさとに誇りを持ち夢の実現に向けて共に努力する生徒の育成  
スローガン ~「ありがとう」が溢れる学校に~

## いじめの定義

いじめとは、「当該生徒が、一定の人的関係にある他の生徒等から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ いじめは、起こった場所が学校の内外であるかは問わない。また、「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行う。

本方針は、いじめ防止対策推進法13条及び熊本県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等を目的に策定した。いじめは、心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、人として卑怯な行為であり絶対に許されるものではない人権に関する重要な問題であるという共通認識を全職員で共有し対策を行う。

- ① いじめを起こさない学校づくり
- ② いじめの早期発見・早期解決
- ③ いじめ防止のための校内体制作り
- ④ 学校・家庭・地域との連携
- ⑤ 関係機関との連携



## いじめを起こさない学校づくり

- ① 判断力の向上 (自律)
- ② 学力の向上 (創造)
- ③ 感謝の心の育成 (友愛)
- ④ 生徒会の活性化
- ⑤ 部活動の活性化
- ⑥ 規範意識の向上



## いじめの早期発見・早期解決

### 【早期発見のための手立て】

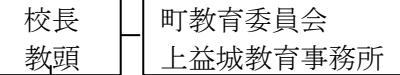
- ① 日々の観察  
「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ② 集団を見る視点  
グループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。
- ③ 日記の活用  
気になる生徒には日記等を書かせ、コメントのやりとりから信頼関係を構築する。
- ④ 教育相談（学校カウンセリング）  
日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ⑤ いじめ実態調査アンケート  
定期的なアンケート調査（Q-Uアンケート、学習と生活アンケート、心のアンケート等）を実施する。実施方法は、状況に応じて配慮する。

### 【早期解決のための手立て】

- ① 正確な実態把握  
当事者双方、周りの生徒から聞き取り、関係教職員と情報を共有し、ひとつの事象にとらわれず、正確にいじめの全体像を把握する。
- ② 指導体制、方針決定  
全教職員の共通理解を図り、指導体制、方針を明確にする。
- ③ 生徒への指導・支援  
いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除き、いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い改善させる。

- ④ 保護者との連携  
理解と協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
- ⑤ 今後の対応  
いじめられた生徒を徹底して守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

## いじめ防止のための校内体制



### 【いじめ対策検討委員会】

主幹教諭 生徒指導主事 学年主任  
養護教諭 関係職員

スクールカウンセラー PTA 役員会  
コミュニティ・スクール

SSW 御船警察署  
児童相談所 等

## 学校・家庭・地域との連携

- ① 保護者との連携（学級通信、懇談会等）
- ② コミュニティ・スクールの活用
- ③ 学校評議員、PTA 役員会、民生児童委員等との連携

## 関係機関との連携

- ① SNS を介したトラブル防止のための取組（関係機関との連携、外部講師講話等）
  - ② 御船町教育委員会との連携
  - ③ 御船警察署、熊本県児童相談所との連携
- ※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。LINE 等人とのつながりを促進するコミュニティサイト